



通 達

総 16090285

平成 28 年 9 月 2 日

代表取締役社長 大 中 勝 博

【第 25 期の決算】

決算日部 2016/6/30 で 2016/8/27 確定の当社の第 25 期の営業成績は以下の通りです。

第 25 期の本業は堅調に推移（増収）しましたが、当該期に本店移転をした為、事務所の造作費の出費が一時的に増えています。さらに湯布院の別荘が竣工した為、設備費等が一時的に増えた為、結果として営業利益は減少となっています。

資産については、本店造作物の計上と湯布院別荘等の土地・建物および一括償却資産を計上していますから、固定資産は厚くなっています。その分、損益計算書での減価償却費を増やし、早期の償却に努めて節税も図っています。

(損益計算書)

売 上 高	4 億 1, 356 万円	(前年の 105.7% に増収)
仕 入 高	2, 693 万円	
販売費一般管理費	3 億 7, 145 万円	
営 業 利 益	1, 518 万円	(営業利益率 3.7%)
経 常 利 益	1, 567 万円	
開発費特別償却	1, 481 万円	
大分地震特別損失	37 万円	
当 期 純 利 益	1 千円	

(貸借対照表)

流 動 資 産	1 億 3, 958 万円	(前年の 85.4% に減少)
(現 金 預 金)	7, 153 万円	
固 定 資 産	1 億 1, 957 万円	(本店と別荘設備で前年の 1.5 倍に増化)
繰 延 資 産	1, 651 万円	
資 産 合 計	2 億 7, 567 万円	

流 動 負 債	3, 100 万円	(前年の 68.8% に減少)
固 定 負 債	7, 466 万円	(前年より 2, 850 万円増加)
負 債 合 計	1 億 566 万円	

資 本 金 等 1 億 7, 000 万円 (自己資本比率は 61.7 を堅持)

負 債・純資産の部計 2 億 7, 567 万円 (前年の 114% に活動活発化)

【 チーム配属 】

進藤 稔也：平成28年8月10日を以って、加賀ライズチームに配属とします。

村上 雅彦：平成28年9月1日を以って、コーポさっぽろチームに配属とします。

中川 享裕：平成28年8月25日を以って、コムシスネットチームに配属とします。
(BP リンクスネット)

鈴木万美子：平成28年9月1日を以って、アトミテックチームに配属とします。
(BP ワンダフルブリッジ)

【 内定者 】

山本 あいり：平成28年9月2日を以て、内定取り消し（協議解除）とします。

【 広報からのお知らせ 】

1. 社員専用ホームページのコンテンツ

「掲示板」「災害掲示板」を廃止し、「トレード掲示板」「災害情報」を追加しました。
ぜひご活用ください。

トレード掲示板：

社員間で使わなくなった物を譲渡または欲しい物を要請する際の情報交換ができます。

災害情報：

以下のWebサイトに掲載される最新の各種災害情報が確認できます。

- ・Yahoo!天気・災害 <http://weather.yahoo.co.jp/weather/>
- ・内閣府ホームページ <http://www.bousai.go.jp/index.html>
- ・気象庁ホームページ <http://www.jma.go.jp/jma/index.html>
- ・首相官邸ホームページ <http://www.kantei.go.jp/>
- ・東京都防災ホームページ <http://www.bousai.metro.tokyo.jp/>
- ・港区公式ホームページ <http://www.city.minato.tokyo.jp/index.html>
- ・神奈川県ウェブサイト <http://www.pref.kanagawa.jp/>
- ・千葉県ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/index.html>

【 定例会 】

下記の通り定例会を開催しますので、各位にて事前に現場勤務のスケジュール調整をし、全員参加してください。また、遅刻もしないようにして下さい。

日時：2016/10/12（水）17:30～19:00

場所：港区立商工会館 研修室 <https://minato-shoukou.jp/access>

- 議題：
①第25期決算報告 (社長)
②第26期第1四半期の状況 (社長)
③資格表彰 (花井)
④親睦会報告（役員変更等） (中嶋)
⑤総務からの連絡 (真島)

【就業規則改定】

平成28年8月24日付で、以下の通り就業規則を改定しました。

変更前および削除箇所	追加および変更箇所
従業員就業規則 第2条（適用範囲） 3. 項新設	従業員就業規則 第2条（適用範囲） 3. 本条1. 項の身分を有する従業員を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護に関する法律」（以下「労働者派遣法」という）に基づいて、有期雇用派遣労働者または無期雇用派遣労働者として就業させる場合は、就業規則第16条（出張・研修・考課面談等の勤務時間および費用支弁旅費）、就業規則第27条（配置転換、出向、派遣、転籍、休業、休職）、就業規則第29条（休業・休職期間）および就業規則第54条（解雇の制限）を適用する。
第27条（配置転換、出向、派遣、転籍、休業、休職） 5. 会社が雇用する形態が一般派遣労働者となる従業員に対しては、労働者派遣法に基づき本人に就業条件を書面にて明示し事前に同意を得る。	第27条（配置転換、出向、派遣、転籍、休業、休職） 5. 会社が雇用する形態が派遣労働者となる従業員に対しては、労働者派遣法に基づき本人に就業条件を書面にて明示し事前に同意を得る。
第29条（休業・休職期間） 3. 休業・休職期間中の賃金の取扱いについては、従業員給与規定の定めるところによる。	第29条（休業・休職期間） 3. 休業・休職期間中の賃金の取扱いについては、従業員給与規定の定めるところによる。但し、有期雇用派遣労働者または無期雇用派遣労働者として就業する従業員を、雇用契約期間内に派遣契約が終了して次の派遣先が見つけられない等の使用者の責に帰すべき事由で休業させた場合は、その期間の給与は従業員給与規定第7条5. 項、6. 項を適用する。
第54条（解雇の制限） 2. 項新設	第54条（解雇の制限） 2. 従業員が有期雇用派遣労働者または無期雇用派遣労働者として就業する場合は、その雇用契約の期間中に派遣契約が終了しても、配置転換、スキル向上の為の研修を受講させる等の適切な措置を講じるものとし、派遣契約の終了のみを理由として解雇はしない。 3. 前項の配置転換、スキル向上の為の研修の受講等の措置を、当該従業員は拒めない。但し特段の事情を会社が認めた場合はこの限りではない。
従業員給与規定 第8条（振休、代休、休暇、休業、教育訓練、休職中の給与） (9) 第29条（休業・休職期間）の休業期間中（教育訓練含む）は第7条5項、6項による補償を行う。	従業員給与規定 第8条（振休、代休、休暇、休業、教育訓練、休職中の給与） (9) 第29条（休業・休職期間）の休業が会社の責に帰すべき事由による場合は、第7条5項、6項による補償を行う。

以上